

改正

平成25年6月28日条例第6号

平成25年9月25日条例第23号

平成26年3月10日条例第43号

平成26年6月26日条例第5号

平成26年9月26日条例第8号

大牟田市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により本市に設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 市長の附属機関として別表第1に掲げる機関を、大牟田市教育委員会の附属機関として別表第2に掲げる機関を設置する。

2 附属機関の担当事務は、別表第1及び別表第2（以下これらを「附属機関の表」という。）担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、附属機関の表委員の定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、附属機関の表委員の構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関（以下「執行機関」という。）が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、附属機関の表委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 執行機関は、委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(会長等及び副会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）各1人を置く。ただし、執行機関が執行機関の規則（以下「規則」という。）

で定める附属機関については、副会長等を置かないものとする。

- 2 会長等及び副会長等は、委員の互選により定める。
- 3 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 副会長等は、会長等を補佐するものとする。
- 5 副会長等（第1項ただし書の規定により副会長等を置かない附属機関にあつては、会長等があらかじめ指名する委員）は、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、会長等が招集し、その議長となる。

- 2 附属機関の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席した委員（次条の規定により当該議事に参与することができない委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、執行機関が規則で定める附属機関については、執行機関が規則で定める方法により決するものとする。
- 4 会長等は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（除斥）

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その議事に参与することができない。

（部会）

第8条 附属機関の担当事務のうち特定又は専門の事項を審議等させるため、執行機関が規則で定める附属機関に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員のうちから会長等が指名する者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長等が指名する者をもって充て、又は部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 第6条（第3項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。
- 7 部会長は、次項に規定する場合を除き、部会における審議等の経過及び結果を附属機関の会議

において報告しなければならない。

- 8 執行機関が規則で定める附属機関については、部会の議決を当該附属機関の議決とするものとする。この場合において、当該部会の議決の方法は、当該附属機関の議決の例による。

(守秘義務)

- 第9条** 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第10条** 附属機関の庶務は、市長の附属機関にあつては別表第1庶務の欄に掲げる部、大牟田市教育委員会の附属機関にあつては大牟田市教育委員会事務局においてそれぞれ処理する。

(補則)

- 第11条** この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初に任命される委員（大牟田市町界町名整理審議会の委員及び任期が年数で定められていない委員を除く。）の任期は、それぞれの委員について附属機関の表委員の任期の欄に定める期間の範囲内において執行機関が別に定める期間とする。

(関係条例の廃止)

- 3 大牟田市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第37号）、大牟田市総合計画審議会条例（昭和44年条例第26号）及び大牟田市町界町名整理審議会条例（昭和47年条例第12号）は、廃止する。

(大牟田市町界町名整理審議会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の大牟田市町界町名整理審議会条例（以下「旧条例」という。）の規定により委員に任命され、又は会長若しくは副会長に互選されている者は、第3条第2項又は第5条第2項の規定により大牟田市町界町名整理審議会の委員に任命され、又は会長若しくは副会長に互選されたものとみなす。この場合において、第3条第2項の規定により大牟田市町界町名整理審議会の委員に任命されたものとみなされる者の任期は、旧条例の規定により委員に任命されている者の任期の残任期間とする。

(大牟田市議会基本条例の一部改正)

5 大牟田市議会基本条例（平成22年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「大牟田市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第37号）第1条に規定する」を「大牟田市附属機関設置条例（平成25年条例第43号）別表第1に掲げる」に改める。

（大牟田市営住宅条例の一部改正）

6 大牟田市営住宅条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「のうちから、」の次に「大牟田市附属機関設置条例（平成25年条例第43号）別表第1に掲げる」を加える。

（大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例の一部改正）

7 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例（昭和53年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第19条中「大牟田市公害健康被害補償診療報酬審査委員会規則（昭和49年規則第23号）による」を「大牟田市附属機関設置条例（平成25年条例第43号）別表第1に掲げる」に改める。

付 則（平成25年6月28日条例第6号）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

2 改正後の大牟田市附属機関設置条例第4条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1大牟田市バス交通対策協議会の項委員の構成の欄第1号及び第4号に掲げる者のうちから最初に任命される委員の任期は、それぞれの委員について同項委員の任期の欄に定める期間の範囲内において市長が別に定める期間とする。

付 則（平成25年9月25日条例第23号）

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

付 則（平成26年3月10日条例第43号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1大牟田市町界町名整理審議会の項の次に次のように加える改正規定 公布の日

(2) 別表第1大牟田市営住宅審議委員会の項の改正規定 平成26年3月27日

(3) 別表第1大牟田市市民協働部指定管理者候補者選定委員会の項の次に次のように加える改正規定 平成26年4月1日

付 則（平成26年6月26日条例第5号）

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

付 則（平成26年9月26日条例第8号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

別表第1（第2条—第4条・第10条関係）

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務
大牟田市町界町名整理審議会	町及び字の名称の変更並びに区域の新設、変更及び廃止その他町界町名の整理に関し必要な事項について調査審議すること。	23人	(1) 市議会議員 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 対象地区の住民	3年（対象地区の住民にあっては、当該対象地区に係る調査審議の終了まで）	企画総務部
大牟田市市史編さん委員会	大牟田市市史編さん基本方針の策定及び市史編さんに関し必要な事項について調査審議すること。	7人	(1) 学識経験を有する者 (2) 郷土史の研究を行う者 (3) その他市長が適当と認める者	市史編さん事業終了まで	企画総務部
大牟田市行政評価外部評価委員会	行政内部による行政評価の結果、行政評価制度その他行政評価に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。	7人	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募による市民 (3) その他市長が適当と認める者	任命の日の属する年度の翌年度の末日まで	企画総務部
大牟田市三川坑跡活用検討審議会	三川坑跡の保存及び活用に係る基本構想の策定その他三川坑跡の保存及び活用に關し必要な事項について調査審議すること。	14人	(1) 学識経験を有する者 (2) 経済に関する団体若しくは事業所の代表者又はその団体	審議終了まで	企画総務部

			等の推薦を受けた者 (3) 地域団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (4) まちづくりに資する活動を行う者 (5) 公募による市民 (6) その他市長が適当と認める者		
大牟田市特別職報酬等審議会	市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額について審議すること。	10人	(1) 公共的団体等の代表者又はその団体等の推薦を受けた者 (2) その他市長が適当と認める者	審議終了まで	企画総務部
大牟田市近代化遺産保存活用基金事業補助金審査会	大牟田市近代化遺産保存活用基金を活用して交付する大牟田市近代化遺産保存活用基金事業補助金の交付の対象となる事業の認否について審査すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	2年	企画総務部
大牟田市入札監視委員会	本市が発注した建設工事等に関する入札条件等並びに入札及び契約手続に係る事業者からの再苦情の申立てについて審議し、及び入札制度の改善について意見を述べること。	3人	学識経験を有する者	2年	企画総務部
大牟田市市民協働部指定管理者候補者	市民協働部及び教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定及び指	13人	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適	任命の日から1年の範囲内におい	市民協働部

補者選定委員会	定の取消しについて審査すること。		当と認める者	て市長が指定する日まで	
大牟田市まちづくり基本条例策定審議会	大牟田市まちづくり基本条例案の策定に関し必要な事項について調査審議すること。	16人	(1) 学識経験を有する者 (2) まちづくりに資する活動を行う者 (3) 教育、福祉若しくは経済の団体若しくは事業所の代表者又はその団体等の推薦を受けた者 (4) 公募による市民 (5) その他市長が適当と認める者	審議終了まで	市民協働部
大牟田市市民活動補助事業審査会	大牟田市市民活動補助金の交付の対象となる事業の認否について審査すること。	5人	(1) 市民活動に関し知識経験を有する者 (2) 公募による市民	1年	市民協働部
大牟田市文化芸術振興審議会	大牟田市文化芸術振興プランの策定及び文化芸術の振興に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。	10人	(1) 学識経験を有する者 (2) 文化芸術に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (3) 文化施設の館長又は職員 (4) 地区公民館を利用する団体の代表者又はその団体の推薦	2年	市民協働部

			<p>を受けた者</p> <p>(5) 公募による市民</p> <p>(6) 市立学校の校長</p> <p>(7) その他市長が適当と認める者</p>		
大牟田市スポーツ功労表彰審査会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の規定に基づくスポーツ功労者の表彰及びスポーツに関し功労がある団体の表彰について、表彰を受けるものの適否を審査すること。	9人	<p>(1) スポーツ団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者</p> <p>(2) スポーツの推進に資する活動を行う者</p> <p>(3) その他市長が適当と認める者</p>	2年	市民協働部
大牟田市人権教育・啓発基本計画審議会	大牟田市人権教育・啓発基本計画の策定及び推進について調査審議し、及び意見を述べること。	18人	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 教育、福祉、医療、経済若しくは人権に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者</p> <p>(3) 公募による市民</p>	2年	市民協働部
大牟田市まちづくり基金事業審査委員会	大牟田市まちづくり基金を活用して交付する大牟田市まちづくり基金事業費補助金の交付の対象となる事業の認否について審査すること。	5人	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 公募による市民</p> <p>(3) その他市長が適当と認める者</p>	2年	産業経済部
大牟田市産業経済部指定管理者候補者	産業経済部が所管する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定及び指定の取消しにつ	7人	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) その他市長が適</p>	任命の日から1年の範囲内におい	産業経済部

補者選定委員会	いて審査すること。		当と認める者	て市長が指定する日まで	
大牟田市都市整備部指 定管理者候補者選定委員会	都市整備部が所管する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定及び指定の取消しについて審査すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募による市民 (3) その他市長が適当と認める者	任命の日から1年の範囲内において市長が指定する日まで	都市整備部
大牟田市公共事業評価監視委員会	国土交通省が所管する公共事業のうち本市（企業局を除く。）が事業主体として実施する国庫補助事業の再評価又は事後評価（以下この項において「事業評価」という。）について審議すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) 公募による市民 (3) その他市長が適当と認める者	事業評価終了の日まで	都市整備部
大牟田市バス交通対策協議会	バス路線の維持及び存続、利用促進並びに補助金等に関する事項、生活交通ネットワーク計画その他生活交通の確保に関し必要な事項について協議すること。	9人	(1) 学識経験を有する者 (2) まちづくりに資する活動を行う者 (3) 関係交通事業者の職員 (4) 公募による市民 (5) 関係行政機関の職員	2年	都市整備部
大牟田市営住宅審議委員会	大牟田市営住宅条例の規定に基づき市営住宅の入居に係る抽選資格者の選考及び家賃の減免又は徴収の猶予に関する	10人	(1) 学識経験を有する者 (2) 民生委員 (3) 福祉に関する団	2年	都市整備部

	基準について審議し、その他市営住宅の管理運営及び住宅セーフティネットを推進するための住宅施策に関し必要な事項について協議すること。		体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (4) その他市長が適当と認める者		
大牟田市保健福祉部指定管理者候補者及び学童クラブ運営業務委託者選定委員会	保健福祉部が所管する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定及び指定の取消し並びに学童クラブの運営業務を委託する者の選定について審査すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	2年	保健福祉部
大牟田市社会福祉施設等評定委員会	社会福祉施設等の整備について、福岡県との協議のための市長の意見書に係る施設等並びに大牟田市高齢者保健福祉計画及び大牟田市介護保険事業計画に掲げる整備計画に基づく施設等を評価し、及び選定すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者	2年	保健福祉部
大牟田市地域福祉計画推進委員会	大牟田市地域福祉計画の策定、進捗状況及び推進について調査審議すること。	15人	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (3) 公募による市民	2年	保健福祉部
大牟田市老人福祉法	老人福祉法（昭和38年法律第	6人	(1) 医師	2年	保健福祉

人ホーム入所判定委員会	133号) 第11条第1項第1号及び第3号の規定に基づく養護老人ホームへの入所又は養護受託者への委託の措置の要否について判定すること。		(2) 老人福祉施設長 (3) 地域包括支援センター長 (4) 保健所長 (5) 市職員		部
大牟田市いきいき長寿まちづくり協議会	大牟田市高齢者保健福祉計画及び大牟田市介護保険事業計画の策定及び進捗状況その他高齢者の保健、医療、福祉に関し必要な事項について調査審議すること。	13人	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健、医療若しくは福祉に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (3) その他市長が適当と認める者	2年	保健福祉部
大牟田市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの設置等、運営及び職員の確保その他地域包括ケアに関し必要な事項について調査審議すること。	13人	(1) 学識経験を有する者 (2) 介護保険サービス事業者 (3) 福祉、保健若しくは医療に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (4) 介護保険のサービス利用者及び被保険者 (5) 権利擁護、相談業務等を行う団体の代表者又はその団体	3年	保健福祉部

			の推薦を受けた者 (6) その他市長が適 当と認める者		
大牟田市次 世代育成支 援市民協議 会	大牟田市次世代育成支援行動 計画の策定並びに進捗状況及 び事業内容並びに次世代育成 支援対策に関する施策の推進 に関し必要な事項について調 査審議すること。	13人	(1) 学識経験を有す る者 (2) 教育、福祉、保 健、医療若しくは経 済に関する団体の代 表者又はその団体の 推薦を受けた者 (3) 公募による市民	2年	保健福祉 部
大牟田市養 護児保育審 査会	保育所、学童保育所又は学童 クラブにおける養護が必要と 認められる児童の保育の実施 について、その適否を判定し、 及び保育士等の配置、保育方 法等の保育条件その他必要な 事項に関し審査すること。	5人	(1) 医師 (2) 福祉に関する団 体の関係者 (3) 関係行政機関の 職員 (4) 市立学校の校長 及び教諭	2年	保健福祉 部
大牟田市公 害健康被害 補償診療報 酬審査委員 会	公害健康被害の補償等に関す る法律（昭和48年法律第111 号）及び大牟田市特定呼吸器 疾病患者健康被害保護条例 （昭和53年条例第26号）の規 定による療養の給付に係る診 療報酬の請求について審査す ること。	5人	学識経験を有する者	2年	保健福祉 部
大牟田市健 康づくり推 進会議	大牟田市健康増進計画の策定 並びに推進及び進捗状況につ いて調査審議すること。	15人	(1) 学識経験を有す る者 (2) 福祉、保健、医	2年	保健福祉 部

			療若しくは経済に関する団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (3) 健康づくり活動の経験者 (4) 公募による市民 (5) その他市長が適当と認める者		
大牟田市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因したと思われる事故が発生した場合において、当該事故について医学的な見地から必要な調査及び助言等を行うこと。	4人	(1) 地区医師会の代表者又は地区医師会の推薦を受けた者 (2) 専門医 (3) 保健所長	2年	保健福祉部

別表第2 (第2条—第4条関係)

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会	市立学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方並びに適正化に向けた具体的な方策について審議すること。	20人	(1) 大牟田市立学校通学区域審議会委員 (2) 学識経験を有する者 (3) 市立小学校及び市立中学校の父母教師会の会員 (4) 地域団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者 (5) 幼稚園関係団体及び保育園関係団体の代表者又はその団体の推薦を受けた者	審議終了まで
大牟田市立	市立小学校及び市立中学校に	15人	(1) 学識経験を有する者	1年

学校通学区 域審議会	就学する児童及び生徒の通学 区域の設定又は改廃に関する 事項その他通学区域に関し必 要な事項について調査審議す ること。		(2) 市立小学校及び市立中学校 の父母教師会の会員 (3) 公募による市民 (4) 市立学校の校長及び教諭 (5) その他教育委員会が適当と 認める者	
大牟田市障 害児就学指 導委員会	障害又はその疑いがある児童 及び生徒の就学について、調 査、検査並びに医学及び心理 学の見地からの診断に基づ き、障害の種類及び程度を判 断し、並びに入級及び入学に 関し助言すること。	25人	(1) 学識経験を有する者 (2) 専門医 (3) 心理判定員 (4) 市立学校の校長及び教諭	1年
大牟田市立 学校結核対 策委員会	市立学校における結核対策に 関する管理方針等について、 医学的な見地から必要な調査 審議及び助言等を行うこと。	10人	(1) 専門医 (2) 地区医師会の代表者又は地 区医師会の推薦を受けた者 (3) 市立学校の校長及び養護教 諭 (4) 保健所長	1年
大牟田市中 学校給食検 討会議	市立中学校における給食の実 施に関し必要な事項について 意見を述べること。	12人	(1) 学識経験を有する者 (2) 産業若しくは経済に関する 団体の代表者又はその団体の推 薦を受けた者 (3) 市立小学校及び市立中学校 の父母教師会の会員 (4) 市立学校の校長、教諭、栄 養職員及び給食調理員 (5) その他教育委員会が適当と 認める者	市立中学 校の給食 を開始す る日まで